

中小企業振興基本条例の概要

1 条例名称（案）

春日井市中小企業振興基本条例

2 制定の目的

中小企業は地域社会の発展及び市民生活の向上において重要な役割を果たしている。この重要性を考慮し、中小企業の振興に関して基本理念及び基本事項を定め、市、中小企業、商工会議所、中小企業団体、大企業、金融機関、大学等、市民などの地域の各主体の役割等を明らかにし、中小企業振興施策を地域が一体となって推進することで地域産業の活性化を図り、中小企業の振興を促進することで、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

3 主な内容（案）

- (1) 目的、基本理念
- (2) 市の責務
- (3) 中小企業者の努力
- (4) 小規模企業者の努力
- (5) 関係機関の役割
- (6) 市民の理解と協力
- (7) 施策の基本方針

4 今後のスケジュール

資料7のとおり